

生徒会新聞

2026年3月24日発行

防寒着ルール改正決まる!

生徒会執行部の活動目標として、「学校生活のきまり・防寒着」についての改正に取り組み、後期生徒議会の中で意見交換や協議を継続してきました。2月に全校アンケート(1,2年生対象)を実施し、「改正は必要」の声が多く、この件の成立を進めました。



①「ウインドブレイカーについてのアンケート」(2月10日実施)

Q1 学校指定のウインドブレイカーを持っている 持っている = 76%

Q2 着用している = 27% ときどき着用している = 27%
全く着用しない = 46%

Q3 きまりの改正を求める = 66% 現行のままでいい = 66%



生徒会、生徒議会、先生方と話し合いを重ね、3月18日生徒会は校長先生との話し合いを行い、以下の改正に決まりました。

《改正点と変更内容》

【現行】

「学校生活のきまりについて 1. 服装について」

(2) 防寒具 【登下校に着用を認めるもの】

・手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳あて、学校指定のウインドブレイカー

↓

【変更点】

2027年4月1日より改正!

「学校生活のきまりについて 1. 服装について」

(2) 防寒具 【登下校に着用を認めるもの】

・手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳あて、学校指定のウインドブレイカー
部活動のウインドブレイカー、黒または白のアウトター

※黒、白の防寒具は、前開き(ボタン、ファスナー委)で材質やパーカーなどのデザインは問いません。

※ワンポイントやブランドネームは認めます。

※登校後はカバンに収納すること。(これは現行のきまりです)